

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当
1:市民課 戸籍担当
2:予防課 調査保安係

議案名

議案第3号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

戸籍法の一部改正に伴う「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(以下「標準額に関する政令」という。)の一部改正に準じて、戸籍等に関する手数料について所要の改正を行おうとするものです。また、同政令の一部改正に準じて、消防法に基づく危険物の製造所等の設置許可等における手数料について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 戸籍等に関する手数料

令和6年3月1日に「戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)」が施行され、次の事務が追加されることに伴い、当該事務手数料を規定するものです。

(1) 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号(※)に係る発行事務

- ・戸籍に係る発行手数料 1件につき400円
- ・除籍に係る発行手数料 1件につき700円

ただし、マイナポータル(マイナンバーカード所有者利用サイト)を利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する際は無料とします。

※ 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号：戸籍情報を必要とする行政機関において、戸籍電子証明書(戸籍に記録された事項の全部を証明した電子データ)を閲覧させるために必要となる固有の番号

(2) 受理証明書及び届書等の記載事項証明書の交付

婚姻届や離婚届等の受理に関して、現行では、届書等を受理した市区町村のみ発行可能でしたが、改正後は戸籍の記載をした市区町村(事件本人の本籍地の市区町村)での発行も可能となります。なお、この改正による金額の変更はありません。

(施行期日：公布の日)

2 消防法に基づく危険物の製造所等の設置許可における手数料

標準額に関する政令の改正に準じ、危険物の製造所等の設置許可申請のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の申請手数料を増額します。

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

1 令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。

今回、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行等の事務に関する規定が、令和6年3月1日に施行されることとなったため、当該事務に係る手数料の規定を加えるものです。

2 国は、地方自治体の手数料の基準とすべき標準額について、定期的に見直しを行っており、今回、標準額に関する政令の改正を行いました(令和6年3月1日以降順次施行)。これに伴い、本市においても、同政令に準じた改正を行おうとするものです。

参考資料

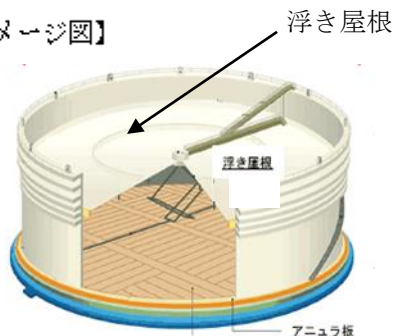
「概要 2 消防法に基づく危険物の製造所等の設置許可における手数料」の参考資料

石油コンビナート

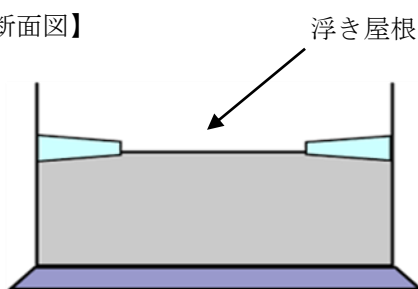


浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の例

【イメージ図】

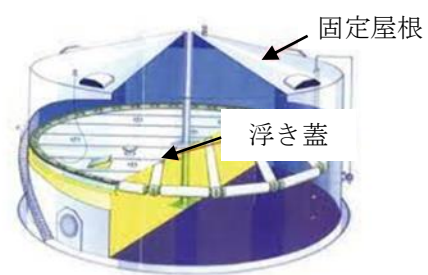


【断面図】



浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の例

【イメージ図】



【断面図】

